



Firm News Vol. 166 October 2025

- 【法改正】年末調整のポイント
- 【お知らせ】ランスタWeek2025 Autumn



▶【法改正】年末調整のポイント

さて今年も、年末調整の時期が近づいてきました。昨年の年末調整は定額減税を考慮しなければならず、苦勞された方も少なからずおられるのではないかと思います。今年は、定額減税はないものの、複数の法改正があるため、その法改正を正しく理解した上で、年末調整を実施しなければなりません。そこで今回は、本年の法改正事項である、

①基礎控除の見直し、②給与所得控除の見直し、③特定親族特別扶養の創設、④扶養親族等の所得要件の改正の4つについて、ご説明させていただきます。

このうち、特に③特定親族特別扶養の創設及び④扶養親族等の所得要件の改正につきましては、申告書の記載にも影響するものとなりますので、受けられるべき控除がしっかりと受けられるように、正しく理解して頂ければ幸いです。

1. 基礎控除の見直し

まず、1つ目の法改正と致しまして「基礎控除の見直し」となります。

基礎控除は、確定申告や年末調整において所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の1つとなります。今回の改正により、下記のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正後		改正前
	2025年/2026年分	2027年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 655万円以下 (665万円5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円 (注2)		

注1：改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

注2：58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

注3：特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

注4：合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。



2. 給与所得控除の見直し

2つ目の法改正は、「給与所得控除の見直し」となります。

今回の改正により、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられました。なお、給与の収入金額 190 万円超の場合、改正はありません。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

3. 特定親族特別扶養の創設

3つ目の法改正は、「特定親族特別扶養の創設」となります。

特定親族特別扶養は、本年の年末調整に関する法改正で新たに加わったものとなりますため、特に注意が必要となるポイントの1つとなります。

この控除が創設されたことにより、所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて右表の金額を控除することとなりました。

—特定親族とは—

特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

注：収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額（注）)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超150万円以下)	63 万円
85万円超 90万円以下 (150万円超155万円以下)	61 万円
90万円超 95万円以下 (155万円超160万円以下)	51 万円
95万円超 100万円以下 (160万円超165万円以下)	41 万円
100万円超 105万円以下 (165万円超170万円以下)	31 万円
105万円超 110万円以下 (170万円超175万円以下)	21 万円
110万円超 115万円以下 (175万円超180万円以下)	11 万円
115万円超 120万円以下 (180万円超185万円以下)	6 万円
120万円超 123万円以下 (185万円超188万円以下)	3 万円



Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News

【参考】給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
 特定親族特別扶養の創設に伴い、申告書の様式が一部変更となっております。

(国税庁記載例より抜粋 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/index.htm>)

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 ☐	給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	記帳のしずはこ
税務署長 ☐	給与の支払者の 法人番号 1122334455667	あなたの住所 山 川 太 郎	基・配・ 特・所
税務署長 ☐	給与の支払者の 所在地(住所) 〇〇市△△町3-3	あなたの住所 〇〇市××町23-7	

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000 円

○ 控除額の計算

区分	所得の種類	収入金額	所得金額
区分Ⅰ (A) 132万円以下	132万円以下	96万円	
	132万円超336万円以下	86万円	
	336万円超480万円以下	68万円	
	480万円超632万円以下	63万円	
区分Ⅱ (B) 632万円以下	632万円以下	38万円	
	632万円超900万円以下	36万円	
	900万円超1,000万円以下	32万円	
	1,000万円超2,280万円以下	32万円	
区分Ⅲ (C) 2,280万円以下	2,280万円以下	28万円	
	2,280万円超2,480万円以下	28万円	
	2,480万円超2,680万円以下	28万円	
	2,680万円超2,800万円以下	28万円	

基礎控除の額
580,000 円

【変更なし】
給与所得者の
基礎控除申告書

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の個人番号 223344556677	配偶者の生年月日 57年10月5日
あなたと配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所 〇〇市××町23-7		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,050,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		400,000 円

○ 控除額の計算

区分	所得の種類	収入金額	所得金額
区分Ⅰ (A) 48万円以下	48万円以下	38万円	
	48万円超96万円以下	36万円	
	96万円超144万円以下	34万円	
	144万円超192万円以下	32万円	
区分Ⅱ (B) 192万円以下	192万円以下	32万円	
	192万円超288万円以下	28万円	
	288万円超384万円以下	24万円	
	384万円超480万円以下	20万円	
区分Ⅲ (C) 480万円以下	480万円以下	16万円	
	480万円超640万円以下	12万円	
	640万円超800万円以下	8万円	
	800万円超960万円以下	4万円	

配偶者控除の額
380,000 円

配偶者特別控除の額
0 円

【変更なし】
給与所得者の
配偶者控除等
申告書

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当する場合は、表頭の3-1の①を2欄ご記入ください。

特定親族の氏名 (フリガナ)	特定親族の個人番号	特定親族の生年月日 (年15.12月～19.11月)	あなたと特定親族の住所又は居所が 異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 の生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1 山川 春子	667788990011	子 17年3月3日			1,000,000 円	410,000 円
2		平成 年 月 日				

○ 控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	控除額
56万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超125万円以下	3万円

【法改正/新設】
給与所得者の
特定親族特別
控除申告書

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が550万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ あなた自身が特別障害者^(注1) (右の★欄のみを記載)

○ 同一生計配偶者^(注2)が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)

○ 扶養親族^(注3)が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)

○ 扶養親族が年齢23歳未満^(注4) (右の★欄のみを記載)

所得金額調整控除の額
0 円

★ 特別障害者
☐ 扶養控除等申告書のとおり

【変更なし】
所得金額調整
控除申告書



4. 扶養親族等の所得要件の改正

最後4つ目の法改正は、「扶養親族等の所得要件の改正」となります。

前記「1. 基礎控除の見直し」に伴い、下記の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件（注1）が改正されました。

また、「2. 給与所得控除の見直し」に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件（注1） （収入が給与だけの場合の収入金額（注2））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 （123万円以下）	48万円以下 （103万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 （123万円超 201万5,999円以下）	48万円超 133万円以下 （103万円超 201万5,999円以下）
勤労学生	85万円以下 （150万円以下）	75万円以下 （130万円以下）

注1：合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

注2：特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

➤【お知らせ】ランスタWeek2025 Autumn

株式会社 MS-Japanが運営する管理部門と士業のためのビジネスメディア「Manegy」が、開催する、管理部門向けオンラインイベント『ManegyランスタWEEK-2025 Autumn-』へ出演が決定致しましたのでお知らせいたします。

ランスタWeekは、お昼休みの時間を活用し、業務知識を効率的にアップデートできるイベントとなり、累計視聴者数は85,000人を突破している人気イベントとなります。

本年8月の出演に引き続き、今回も、特別セッションの1つとして話をさせていただきますので、ご興味のある方は、是非、下記の特別サイトよりお申込み頂ければと存じます。

ランスタWeek2025Autumn特別サイト：

https://www.manegy.com/lunchstudy/event2025_20/

Manegy ランスタWEEK for 人事・総務 2025 Autumn

働き方の未来はどこへ!?
労働基準法改正への「今」
を読み解く！

11.12 Wed 13:05-13:30 参加無料 ONLINE



松本 好人 氏

株式会社EPコンサルティングサービス 取締役
社会保険労務士法人EOS 代表社員
株式会社EPCS沖縄 取締役
特定社会保険労務士



本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS
東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー16階
E-mail: accounting@epcs.co.jp
URL: <https://www.epcs.co.jp>